

## 測量法

### 1.案内情報

手続名	: 測量士・測量士補死亡届出
手続根拠	: 測量法第52条第1号、同施行令第16条
手続対象者	: 相続人等
提出時期	: 登録者が死亡したとき
提出方法	: 測量士・測量士補死亡届を作成し、国土地理院総務課へ提出して下さい
手数料	: 無し
添付書類・部数	: 死亡の事実を証明する書類(死亡診断書等)・1部
申請書様式	: 測量士・測量士補死亡届
記載要領・記載例	: 提出先となる総務部総務課試験登録係にお問い合わせください

### 2.窓口情報

提出先	: 総務部総務課試験登録係0298-64-4151,4265
受付時間	: 8時30分から17時
相談窓口	: 総務部総務課試験登録係

### 3.手続情報

審査基準	:
標準処理時間	:
不服申立方法	:

## 測量士・測量士補死亡届

昭和 年 月 日第 号で測量士・測量士補として登録を受  
平成

けた下記の者が死亡したので、測量法施行令第16条の規定により届け出ます。

### 記

氏 名 -----

生年月日 明大昭 年 月 日

死亡年月日 昭和 年 月 日  
平成

平成 年 月 日

相 続 人 住 所 -----  
氏 名 ----- 印

国土地理院長 殿

- 備 考
- 1 測量士又は測量士補の文字の一方を消すこと。
  - 2 死亡の事実を証明する書類（死亡診断書等）を添付すること。
  - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とすること。